

# 福祉施策審議会 答申書

令和 7 年 11 月 28 日  
羽村市福祉施策審議会

時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策について  
(答申)

本審議会は、令和7年6月19日に貴職から諮問された「時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策」について、4回にわたり慎重に審議してまいりました。

ここで、諮問された内容について結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

令和7年11月28日

羽村市長 橋本 弘山 様

羽村市福祉施策審議会  
会長 川村 孝俊

副会長	志田	保夫
委員	石川	美紀
	上	巳尚
	梅	男暉
	栗	政清
	小	原
	渢	宮
	鈴	谷
	関	木
	関	由
	樗	英代
	藤	達夫
	三	次男
	渡	美代
	邊	清乃
	奈	穂子
		(五十音順)

## 目 次

I はじめに	1
II 審議事項について	2
III 各福祉施策の現状と課題	3
IV 結論	
1 心身障害者福祉手当について	8
2 難病患者福祉手当について	8
3 理容等サービス費用助成について	9
4 機能回復施術費用助成について	9
5 敬老金の支給について	9
6 要介護高齢者等おむつ給付事業について	10
資料編	
・ 施策資料	
(1) 障害福祉制度におけるサービス等の現状と今後の方向性	14
(2) 心身障害者福祉手当資料	22
(3) 難病患者福祉手当資料	42
(4) 理容等サービス費用助成資料	56
(5) 機能回復施術費用助成資料	64
(6) 高齢者を取り巻く諸状況の変化について	70
(7) 敬老金資料	72
(8) 要介護高齢者等おむつ給付事業資料	78
・ 審議会の開催経過	86
・ 福祉施策審議会委員名簿	87
・ 羽村市福祉施策審議会条例	88

## I はじめに

本審議会は、市長から「時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策について」を諮詢されました。

社会福祉の基礎構造改革により福祉を取り巻く環境も大きく変化しており、福祉を支える人が減少する一方で、給付を受ける人が増大するという相反する社会状況の中で、社会保障諸制度の持続可能性の確立が大きな課題となっています。

これまでの金銭給付的なサービスに比重を置く福祉サービスの実施方法では、社会経済状況の変化に伴う財源不足や、対象者の増大等により、現状の水準を維持することが困難となります。

このような状況の中で、限りある財源を有効に活用し、より良いサービスを可能な限り効率的に、また適正なコストで提供する努力が行政に求められています。

そのため、これまでのサービスの効果を検証するとともに、限りある財源を重点的に配分し、緊急性・必要性の高いサービスの充実にシフトしていくため、市独自の福祉施策について、改革の方向性や時代潮流に適合しているかについて検討する必要があります。

こうした認識に立ち、本審議会は、障害者福祉施策、高齢者福祉施策の市独自の施策の中で、社会状況の変化に適応しているか検討が必要と思われる事業等について、現状を整理するとともに課題や今後の方向性を審議しました。

本審議会においては、これらのこと踏まえ答申するものであり、市はこの答申に基づき、なお一層福祉の推進が図られることを希望します。

令和7年11月28日

羽村市福祉施策審議会

会長 川村 孝俊

## II 審議事項について

羽村市福祉施策審議会の所掌事項については、羽村市福祉施策審議会条例第2条の規定により、市長の諮問に応じ、児童福祉施策に関すること、高齢者福祉施策に関すること、障害者福祉施策に関すること、その他の福祉施策に関することについて調査及び審議し、答申することとなっています。

このうち、児童福祉施策に関することについては、平成25年7月に制定された羽村市子ども・子育て会議条例の規定により、羽村市子ども・子育て会議において審議されることとなりました。

また、本審議会では、国の法律及び制度に基づく施策は審議対象として馴染まないため、当市の独自施策及び事業のうち、市民の意見を求めたうえで課題の解決を図ることが必要な施策が審議対象となります。

のことから、当市の独自施策のうち、障害者福祉施策及び高齢者福祉施策について、持続可能な支援の継続を目指した取組を進めるため、本審議会で審議することとしました。

具体的な審議事項については、下記のとおりです。

- 1 心身障害者福祉手当について
- 2 難病患者福祉手当について
- 3 理容等サービス費用助成について
- 4 機能回復施術費用助成について
- 5 敬老金の支給について
- 6 要介護高齢者等おむつ給付事業について

### III 各福祉施策の現状と課題

#### 【障害者福祉施策について】

障害者福祉制度は、これまで多くの見直しが行われ、新たなサービスの創設、事業所数の増加、相談支援体制の整備などにより、障害福祉サービス利用環境が整備された。その結果、障害福祉サービスの利用者数は年々増加し、日中活動、居住支援、在宅支援など幅広い分野で多くの方々の生活を支える重要な基盤となっている。一方で、サービスの拡充と利用者の増加に伴い、全国的に障害福祉サービス等に係る費用も増加傾向にある。

羽村市においては、限りある財源の中で創意工夫を凝らし、施策の着実な推進を図ってきたところであるが、税収の減少などによる歳入の減に対し、サービス費の義務的な経常経費は増加し、財政的には厳しい状況にある。

今後も引き続き、厳しい財政状況が続くものと想定していることから、必要な支援を必要とする人に届けるために、持続可能な支援の継続を目指して取組を進めていく必要がある。

社会参加や自立した生活を希望する人が増え、障害のある人が自分らしく暮らすことができる社会を目指すためには、これまでの支援を必要に応じて見直していくことも重要である。

#### 【高齢者福祉施策について】

高齢者人口については、年々増加しており、75歳未満の前期高齢者が減少し、75歳以上の後期高齢者が増加している状況であり、高齢化率についても増加傾向となっている。

また、後期高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数が増加していることから、介護保険における保険給付費は増加傾向となっている。

こうした経費の増加や、高齢化の進展などの大きな社会変化から、様々な高齢者福祉施策の充実を図ってきたが、時代の変化や利用状況等に応じた事業の見直しが必要となっている。

限りある財源を有効に活用し、今後も持続可能な福祉施策となるよう、これまでの支援を必要に応じて見直していくことが重要である。

## I 心身障害者福祉手当について

### (1) 現状

心身障害者福祉手当は、知的障害及び身体障害のある人に手当を支給し、障害のある人の福祉の増進を図ることを目的としている。当該手当には、東京都が実施する都手当と、市が実施する市手当がある。都手当は、愛の手帳1度から3度の人、身体障害者手帳1・2級の人、及び脳性麻痺又は進行性筋萎縮症と医療機関で診断された人を対象としており、市手当は愛の手帳4度の人及び身体障害者手帳3・4級の人を対象としている。

本審議会で審議対象とした市手当額は月額12,000円であり、一定の所得要件や年齢要件がある。

手当受給者は緩やかに増加しており、障害別では知的障害が増えている状況となっている。

市手当については、各市が要件や金額を定めているが、羽村市は26市の中でも支給額が高額となっている。

### (2) 課題

羽村市の人口は減少傾向であるが、障害のある人の人数や支援に要する経費は増加傾向となっている。

心身障害者福祉手当（市手当）については、他市と比較すると1人当たりの支給額が高額であることから、今後の市手当の在り方について検討が必要となっている。

## 2 難病患者福祉手当について

### (1) 現状

難病患者福祉手当は、特定疾病に罹患している人に対して支給し、患者の福祉の増進を図ることを目的としている。

現在、対象となる疾病数は360で、手当受給者数は、令和2年の制度改正後に減少したが、徐々に増加傾向となっている。

手当額は、月額7,500円で、年齢制限がないため、受給者のうち、高齢者が占める割合が高い。

手当については、各市が要件や金額を定めているが、羽村市は26市の中でも支給額が高額となっている。

## (2) 課題

難病患者福祉手当については、これまでも時代の変遷に伴い、制度を見直してきたが、指定難病数は継続的に増加し、受給者数も徐々に増加している。特に、年齢制限がないことから、令和6年度の新規申請者のうち6割以上が高齢者となっている。

手当額が他市と比較して高額であることも踏まえ、今後の手当の在り方について検討が必要となっている。

## 3 理容等サービス費用助成について

### (1) 現状

理容等サービス費用助成は、障害のある人が、理容又は美容のサービスを受けた場合、市がその費用の一部を助成することにより、生活の向上と福祉の増進を図ることを目的としている。

助成額は、理容利用券については、1枚につき1回のサービス(4,500円相当分を上限)が受けられる利用券を、毎年度6枚交付、美容利用券については、1枚につき1,000円相当分のサービスを受けることができる利用券を、毎年度24枚交付している。

利用者数、助成額ともに、緩やかな減少傾向が続いている。

26市のうち、同様の助成を行っている自治体は6市となっている。

### (2) 課題

理容等サービス費用助成については、制度創設時から時代背景は変化し、障害のある人をめぐる環境も変わりつつある。

本事業の目的については、法制度の整備と支援サービスの充実等が進んでいることから、一定の到達をしていると考えられる。

したがって、助成の必要性や公平性などの観点から、今後の助成の在り方について検討が必要となっている。

## 4 機能回復施術費用助成について

### (1) 現状

機能回復施術費用助成事業は、障害のある人が、マッサージ等の施術を受ける場合に、市がその費用の一部を助成することにより、

障害のある人の機能回復と健康の増進を図ることを目的としている。

対象者は、身体障害者手帳 4 級以上の人で、70 歳以上の人は 6 級以上の人となっている。

助成額は、1 枚につき 1,000 円相当のサービス利用券を毎年度 20 枚交付しており、この制度の利用者数、助成額は、年度によって多少増減はあるが、緩やかな減少傾向となっている。

26 市のうち、対象や助成内容は様々であり、同様の事業を行っている自治体は 5 市となっている。

## (2) 課題

機能回復施術費用助成は、身体障害者手帳の等級を要件としているが、身体障害の状況は様々であることから、マッサージ等による機能回復・健康増進への効果については、障害特性によっては関連性を見出すことが困難な場合が多いと考えられる。

また、制度創設時は、マッサージ等の仕事に従事する視覚障害者への経済的支援の側面もあったが、従事者の高齢化と新規参入の減少、就労分野の多様化により、現在はその意義が薄れている状況となっている。

当初の目的と当該サービスで提供する施術との関連性、助成の必要性や公平性などの観点から、今後の助成の在り方について検討が必要となっている。

# 5 敬老金の支給について

## (1) 現状

敬老金の支給は、高齢者に敬老の意を表するとともに、長寿を祝うことの目的としており、節目年齢の人に祝金を支給するものである。

対象者は、平成 28 年度の福祉施策審議会の答申を受け、当該年度内に満 88 歳に達する人と、満 100 歳に達する人としている。

支給額は、満 88 歳が 20,000 円、満 100 歳が 50,000 円となっており、両支給額とも 26 市の中で最高額となっている。

敬老金の対象人数、支給額ともに増加傾向で推移していくものと

推計している。

## (2) 課題

敬老金の支給は、26市においても節目年齢で支給している市が多いが、支給額が最高額となっている状況である。今後も高齢化の進展が見込まれることから、財政負担の増加が懸念される。

事業を継続して実施していくためには、支給額や支給内容について検討が必要となっている。

## 6 要介護高齢者等おむつ給付事業について

### (1) 現状

要介護高齢者等おむつ給付事業は、介護が必要な状態にある高齢者に対して、おむつを給付することにより、当該高齢者等の衛生を確保するとともに、介護者の負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的としている。

対象者は、在宅で生活している65歳以上の人で、要介護認定が3以上であることが要件である。また、要支援1・2又は要介護1・2の人でも医師の意見書があれば給付が可能となっている。

給付については、1か月当たり4,000円（配送料を含む）を限度におむつを給付している。

高齢化の進展に伴い、要介護認定者が増加していることから、利用者数、給付額ともに増加傾向となっている。

26市では、要支援かつ医師の意見書を要件とした市は羽村市を含む2市のみで、多くの市が要介護3以上となっており、26市中14市が所得制限を設けているが、羽村市は設けていない。

### (2) 課題

寝たきりや失禁状態については、詳細な判定基準がなく、医師の意見によるものとなっている。

おむつ代等の価格高騰と人件費上昇に伴う配送料の増加により、給付上限額における配送料の占める割合が高くなっている。

事業を継続して実施していくためには、給付要件の見直しについて検討が必要となっている。

## IV 結論

各福祉施策について慎重に審議し、各委員から様々な意見が出されたなかで、審議会としての結論を以下のとおり取りまとめた。

### 1 心身障害者福祉手当について

継続して実施すべきである。

制度の見直しだけでなく、様々な施策を推進し、障害のある人の生活の質の向上に繋げるべきである。

心身障害者福祉手当については、他市と比較すると高額であることから、検討の余地はあるが、今後、障害のある人の就労支援や、地域活動の取組を推進し、障害者福祉制度の充実を図ることで、障害のある人の生活の質の向上に繋げていくことが大切である。

また、障害のある人への手当等の支給を、単なる給付と捉えるのではなく、障害のある人の生活の質の向上に繋げるための投資と捉える視点も重要である。

### 2 難病患者福祉手当について

継続して実施すべきである。

事業を継続して実施していくため、年齢要件や所得制限も含めた見直しを検討すべきである。

難病患者福祉手当については、指定難病数が継続的に増加し、受給者数も徐々に増加している。また、年齢制限がないことから、高齢者の新規申請が多い状況にある。

本事業の手当額は他市と比較すると高額となっている。今後も事業を継続して実施していくためには、福祉の増進という目的を持ちつつも、他の制度との整合性及び公平性を図る観点から、年齢要件や所得制限も含めた見直しを検討する必要がある。

### **3 理容等サービス費用助成について**

**継続して実施すべきである。**

**事業を継続して実施していくため、所得やサービス利用回数の制限、理美容店舗の拡大や、制度の周知方法等の見直しを検討すべきである。**

理容等サービス費用助成については、昭和59年の制度創設時から時代背景は変化しているが、制度の目的である、障害のある人の生活の向上と福祉の増進を図るため、本当に必要な方に、適切に実施する必要がある。

そのため、所得やサービス利用回数の制限、理美容店舗の拡大や、制度の周知方法等の見直しを検討する必要がある。

### **4 機能回復施術費用助成について**

**事業の継続の是非について検討すべきである。**

**本制度の目的と照らし合わせて、制度の是非について検討すべきである。**

機能回復施術費用助成については、昭和57年の制度創設時の時代背景と大きく異なっている。

本制度は障害のある人の機能回復と健康の増進を図ることを目的としているが、マッサージ等による機能回復・健康増進への効果について整理したうえで、制度の是非について検討する必要がある。

### **5 敬老金の支給について**

**継続して実施すべきである。**

**事業を継続して実施していくため、支給の対象年齢や金額、内容等について検討すべきである。**

敬老金の支給については、市が高齢者への敬老の意を表し、長寿を祝う取組として必要な事業である。

羽村市における敬老金の支給額は、26市の中で最高額となっており、

今後も高齢化の進展に伴う増加が見込まれる。

こうしたことから、今後も本事業を継続して実施していくよう、敬老金の支給について、対象年齢や金額、内容等の見直しについて、検討する必要がある。

## 6 要介護高齢者等おむつ給付事業について

継続して実施すべきである。

事業を継続して実施していくため、所得制限や要介護度等の給付要件の見直しに併せて、給付上限額の見直しについても検討すべきである。

おむつの給付事業については、当該高齢者等の衛生を確保し、介護者の負担を軽減するなど、福祉の増進を図る目的で今後も実施していくことが必要である。

羽村市の給付要件は、他市より緩和されていることに加え、高齢化の進展により、利用者数・給付額ともに年々増加傾向にある。

また、おむつ代等の価格高騰と人件費上昇に伴う配送料の増加により、給付上限額における配送料の占める割合が高まっている。

このような背景を踏まえ、本事業を継続して実施していくよう、所得制限や要介護度等の給付要件の見直しに併せて、給付上限額の見直しについても検討する必要がある。